

個人情報の保護に関する法律施行規則及び同ガイドラインを 踏まえた容易照合性概念に関する考察

藤村 明子^{†1} 間形 文彦^{†1} 亀石 久美子^{†1} 板倉 陽一郎^{†2}

筆者らは、これまで個人情報保護法の平成 27 年改正前後に渡り、容易照合性に関する学説や政府見解を整理し、問題提起をしてきた。平成 27 年改正個人情報保護法はその規定の多くを下位規範に委任していたところ、下位規範である個人情報保護法施行規則及びこれらに関する個人情報保護委員会の解釈指針であるガイドラインが平成 28 年 10 月以降公表された。本発表では、筆者らの研究の発展として、新たに、個人情報保護委員会規則及び個人情報保護法ガイドラインを分析し、個人情報及び匿名加工情報における容易照合性の解釈の現状を整理することとする。

On conception of "identifiability of the specific individual by referring to other information" in Enforcement Rules for the Act on the Protection of Personal Information and Personal Information Protection Guideline.

AKIKO FUJIMURA^{†1} FUMIHIKO MAGATA^{†1}
KUMIKO KAMEISHI^{†1} YOICHIRO ITAKURA^{†2}

The authors have investigated preceding studies and government views on "identifiability of the specific individual by referring to other information" and raised problems before and after the revision of the Act on the Protection of Personal Information in 2015. The revised act in 2015 delegated many of its provisions to its subordinate norms, and then "Enforcement Rules for the Act on the Protection of Personal Information" and interpretive guidelines by Personal Information Protection Commission JAPAN have been announced since October 2016. In this paper, as a development of the authors' research, the Enforcement Rules and the guidelines are newly analyzed and current interpretation of "identifiability of the specific individual by referring to other information" with Personal Information and Anonymously Processed Personal Information is digested.

1. 先行研究の概観及び改正個人情報保護法の 下位規範の制定状況

1.1 先行研究の概観

筆者らは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下、「個人情報保護法」又は単に「法」という。）の平成 27 年改正（平成 27 年法律第 65 号による改正及び平成 28 年法律第 51 号による改正を総称していう。以下法の条文は両法による改正後のものを指す。）の前後に渡り、個人情報の定義における「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」（法 2 条 1 項 1 号、容易照合性）についての研究を行ってきた[1][2]。

これらの先行研究（特に[2]）は、データセットによる照合（単体で個人識別性を有する部分での照合ではなく、購買履歴や移動履歴のような履歴全体による照合をさす。）があり得ることを指摘した上で、特に、平成 27 年改正で導入された匿名加工情報（法 2 条 9 項）について、識別行為禁止という法的義務（法 36 条 5 項）が存在していることと、対象となるデータが性質上突合できる状態にあることは分

けて検討すべきであることを論じたものである。もともと、匿名加工情報関係の条項は、その加工基準（法 36 条 1 項）をはじめとして、多くの規定を個人情報保護委員会規則（法 74 条）に委任していたため、更なる考察のためには、匿名加工情報の加工基準等に掛かる個人情報保護委員会規則の制定を待つ必要があった。

1.2 改正個人情報保護法の下位規範の制定状況

平成 27 年改正個人情報保護法の下位規範については、「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」が平成 28 年 8 月 2 日から 8 月 31 日までパブリックコメントに付され、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年法律第 507 号。以下、「個人情報保護法施行令」又は単に「令」という。）の改正（平成 28 年政令第 324 号による改正。以下令の条文は同政令による改正後のものを指す。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下、「個人情報保護法施行規則」又は「施行規則」という。）が平成 28 年 10 月 5 日に公布された。なお、令及び施行規則に関する意見募集結果によると、209 の個人又は団体から延べ 1,043 件の意見が提出され、そのうち、匿名加工情報に関する意見は 138 件であっ

^{†1} NTT セキュアプラットフォーム研究所 NTT Secure Platform Laboratories
^{†2} 弁護士・ひかり総合法律事務所 HIKARI SOGOH LAW OFFICES

た[3] (以下、令及び施行規則に関するパブリックコメントの意見・回答を「令等パブコメ〇番」として引用する)。

また、「個人方法の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編) (案)」が平成 28 年 10 月 4 日から 11 月 2 日までパブリックコメントに付され、成案である個人方法の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編、以下それぞれ「GL 通則編」「GL 外国第三者提供編」「GL 確認記録義務編」及び「GL 匿名加工情報編」といい、総称して「委員会 GL」又は単に GL という。) (平成 28 年個人情報保護委員会告示 6 条ないし 9 条) が平成 28 年 11 月 30 日に示された。GL 案に関する意見募集結果によると、248 の個人又は団体から延べ 1,135 件の意見が提出され、そのうち、GL 通則編に関する意見は 692 件 (うち、個人情報の定義に関する意見が 34 件)、GL 匿名加工情報編に関する意見が 101 件であった[4] (以下、GL に関するパブリックコメントの意見・回答を「GL パブコメ〇番」として引用する)。

2. 個人情報における容易照合性

それでは、施行規則や GL といった下位規範で、容易照合性は如何に扱われているか。個人情報における容易照合性及び匿名加工情報における容易照合性の扱われ方を順に見ていく。

2.1 GL 通則編

GL 通則編では、個人情報の定義に関し、「他の情報と容易に照合することができ」とは、事業者の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると解される。(2-1) との記述があるのみであり、新たな解釈は示されていない。

2.2 GL パブコメ

2.2.1 GL パブコメ 11 番

容易照合性の例を GL で示されたとの意見に対して、「他の情報と容易に照合することができ」るかどうかは、事業者の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきものであり、全ての事業者において常に該当する例を GL で予め示すことは困難であるが、個人情報に該当するもの及び該当しないものに関する具体的な事例については必要に応じ Q&A 等で示す、との回答がなされている。

2.2.2 GL パブコメ 25 番

「社内で特定の個人を識別することができる情報とそれに紐づくそれ以外の情報を分けて管理していた場合、仮に社内に両方の情報にアクセス (照合) できる人間がいたとしても、社内規程等により両方の情報にアクセス (照合) できる人間や場合などが厳格に管理され、容易に両方の情報にアクセス (照合) することができない場合等には、「容易」には照合できないものとするなど、容易性を適切に判断して解釈すべき」との意見に対して、「御意見は、執務の参考とさせていただきます。」とのゼロ回答が返されており、いわゆる経済産業省旧 Q14 的な考え方は採用されていないことが事実上明らかにされている。

2.2.3 GL パブコメ 36 番

上記 GL 通則編 2-1 の記載について「分かりにくい」「具体的な照合の手順を示せないか」との意見に対して、「例示として十分具体的と考える」との回答がなされている。

2.3 小括

このように、GL 通則編では、容易照合性について、既に示されていた「他の事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると解される。」との解釈以上のものは示されず、GL パブコメにおいても、「該当する例を予め示すことは困難」「例は十分具体的」との個人情報保護委員会の見解が示されており、個人情報における容易照合性について、これ以上の解釈の提示は期待できない状況にある。もっとも、経済産業省旧 Q14 の考え方については採用されないことが事実上明らかにされており、筆者らの従来の研究にもあったように、アクセス制御で容易照合性が失われるとの考え方は重ねて否定されているものと考えてよいであろう。

3. 匿名加工情報における容易照合性

3.1 施行規則

施行規則における匿名加工基準は 19 条各号に示されているが、これ自体では容易照合性についての考え方は読み取れない。

(匿名加工情報の作成の方法に関する基準)

第 19 条 法第 36 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること (当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除するこ

と（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む.）.

三 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る.）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む.）.

四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む.）.

五 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること.

3.2 令等パブコメ

3.2.1 令等パブコメ 759 番

意見元に若干混乱が見られるようであるが、概ね、個人情報における容易照合性と匿名加工情報における容易照合性の相違を問擬する意見に対し、匿名加工情報の定義等の解釈については GL 等で記載を検討する、施行規則を踏まえた具体的な加工方法等は業界の特性等を踏まえ認定個人情報保護団体等の自主ルールにおいて適切に定められることが期待され、委員会も必要な支援をすとの一般論が述べられている。

3.2.2 令等パブコメ 798 番

「データ・セットの全てのデータ要素を通じて参照整合性を保つ技術は既に存在しているところ、ここまで（施行規則 19 条 2 号及び 3 号）詳細に定めると規則案が適用される場面が制約されてしまう可能性がある」との意見（匿名加工情報と加工元の個人情報のデータセット照合による容易照合性の残存を指すと思われる）につき、令等パブコメ 759 番同様の一般論が回答されているのみである。

3.3 GL 匿名加工情報編

施行規則各号のうち、匿名加工情報と、元となった個人情報の照合に関連しそうなものは、3 号と 5 号である（強調及び傍線筆者）。

GL 匿名加工情報編 3-2-3 情報を相互に連結する符号の削除

個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱う上で、例えば、安全管理の観点から取得した個人情報を分散管理等し

ようとするために、当該個人情報を分割あるいは全部又は一部を複製等した上で、当該個人情報に措置を講じて得られる情報を個人情報と相互に連結するための符号として ID 等を付していることがある。このような ID は、個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結するために用いられるものであり、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながり得ることから、加工対象となる個人情報から削除又は他の符号への置き換えを行わなければならない。

個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結する符号のうち、「現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報（※1）を相互に連結する符号」がここでの加工対象となる。具体的には、ここで対象となる符号は、匿名加工情報を作成しようとする時点において、実際に取り扱う情報を相互に連結するように利用されているものが該当する。例えば、分散管理のための ID として実際に使われているものであれば、管理用に附番された ID あるいは電話番号等もこれに該当する。

なお、他の符号に置き換える場合は、元の符号を復元できる規則性を有しない方法でなければならない。

GL 匿名加工情報編 3-2-5 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置

匿名加工情報を作成する際には、規則第 19 条第 1 号から第 4 号までの措置をまず講ずることで、特定の個人を識別できず、かつ当該個人情報に復元できないものとする必要がある。

しかしながら、加工対象となる個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など、加工の元となる個人情報データベース等の性質によっては、規則第 19 条第 1 号から第 4 号までの加工を施した情報であっても、一般的にみて、特定の個人を識別することが可能である状態あるいは元の個人情報を復元できる状態のままであるといえる場合もあり得る。

そのような場合に対応するため、上記の措置のほかに必要となる措置がないかどうか勘案し、必要に応じて、別表 1（匿名加工情報の加工に係る手法例）の手法などにより、適切な措置を講じなければならない。

なお、加工対象となる個人情報データベース等の性質によって加工の対象及び加工の程度は変わり得るため、どの情報をどの程度加工する必要があるかは、加工対象となる個人情報データベース等の性質も勘案して個別具体的に判断する必要がある。

特に、購買履歴、位置に関する情報などを含む個人情報データベース等において反復して行われる行動に関する情報が含まれる場合には、これが蓄積されることにより、個

人の行動習慣が分かるような場合があり得る。そのような情報のうち、その情報単体では特定の個人が識別できるとは言えないものであっても、蓄積されたこと等によって特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある部分については、適切な加工を行わなければならない。

GL 匿名加工情報編 3-6 では、法 36 条 5 項及び 38 条（識別行為禁止）に関し、「【識別行為に当たる取扱いの事例】」のなかで、「事例 2）自ら作成した匿名加工情報を、当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報と照合すること。」という事例が挙げられている。

3.4 GL パブコメ

3.4.1 GL パブコメ 997 番

「匿名加工を施した結果、その情報が一人を示している場合であっても、…匿名加工情報として扱っても良いか」との質問に対し、「ご理解のとおり、ご指摘の場合であっても、施行規則第 19 条各号に定める基準に従って個人情報を加工することにより匿名加工情報として取り扱うことは可能」との回答がなされている。

3.4.2 GL パブコメ 1078 番

GL 匿名加工情報編 3-6 の事例 2) (上記 3.3) に関し、「作成に用いられた個人情報と照合することを禁ずるべきではない」とし、その理由を「そもそも、元の個人情報を保有しているのであるから、それと作成済みの匿名加工情報とを照合することにより、何ら安全性への悪影響が生じるものではなく、元の個人情報の目的外利用の禁止を迂回するような取扱いでない限り、禁止する実益がない」とするとともに、「少なくとも、作成した匿名加工情報を自ら利用するのではなく、第三者に提供するにあたり、利用した匿名加工方法の安全性を確認するために元となった個人情報と照合する等の作業をするのは、禁止されるべき個人識別目的の照合作業でないことは明らかである。」とする意見に対して、「改正後の法第 36 条第 5 項は、匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者が匿名加工情報を取扱う際に、本人を識別するために当該匿名加工情報を他の情報と照合することを禁止するものです。御指摘の『利用した匿名加工情報の安全性を確認するために元となった個人情報と照合する等の作業』については、『当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために…照合』という要件に該当するかどうかという観点から個別に判断されるべきものと考えますが、仮にこの要件に該当しない範囲において改正後の法第 36 条第 6 項に定める匿名加工情報の安全管理措置の一環等で適切に行われる場合があれば改正後の法第 36 条第 5 項に違反しないものとなると考えられます。」と回答している。

3.5 小括

以上を整理すると、まず、施行規則 19 条各号の文言上は、匿名加工情報と、元となった個人情報の照合性については手掛かりがない。

GL 匿名加工情報編での解説では、「現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号」を削除又は置き換える、という施行規則 19 条 3 号の解釈として、「ここで対象となる符号は、匿名加工情報を作成しようとする時点において、実際に取り扱う情報を相互に連結するように利用されているものが該当する。例えば、分散管理のための ID として実際に使われているものであれば、管理用に附番された ID あるいは電話番号等もこれに該当する。」との見解が示されている。これは裏返せば、「現に…相互に連結する符号」でなければ、これを通じて匿名加工情報と、元となった個人情報が容易照合性を有していたとしても、削除する必要はない、ということになる。少なくとも、施行規則 19 条 3 号は、匿名加工情報と、元となった個人情報の容易照合性を失わせることを（それ単体では）要求していない。

施行規則 19 条 5 号はどうか。GL 匿名加工情報編は、「加工対象となる個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など、加工の元となる個人情報データベース等の性質によっては、規則第 19 条第 1 号から第 4 号までの加工を施した情報であっても、一般的にみて、特定の個人を識別することが可能である状態あるいは元の個人情報を復元できる状態のままであるといえる場合もあり得る。」「加工対象となる個人情報データベース等の性質によって加工の対象及び加工の程度は変わり得るため、どの情報をどの程度加工する必要があるかは、加工対象となる個人情報データベース等の性質も勘案して個別具体的に判断する必要がある。」とするわけだが、ここでの思考方法は、匿名加工情報にしようとする個人情報を、「加工対象となる個人情報」と呼び、これに含まれる記述等と「当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等」を比べた場合の差異が大きく、出来上がった匿名加工情報から、特定の個人を識別することが可能、又は元の個人情報を復元することができる場合、問題である、というものである。ここでも、問題とされているのは、匿名加工情報にしようとする個人情報と、元となった個人情報データベース等に含まれる他の個人情報との比較であって、匿名加工情報と、元となった個人情報の容易照合性を失わせる必要については要求していない。なお、GL パブコメ 997 番により、いわゆる $k=1$ の状態でも、匿名加工情報になり得ることは示されているが、いわゆる $k=1$ であることにより、匿名加工情報と、元となった個人情報のデータセット照合が容易になることに

については、触れられていない。

また、「自ら作成した匿名加工情報を、当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報と照合すること」が識別行為禁止に抵触し得る、との見解（GL 匿名加工情報編 3-6）については、少なくとも、「自ら作成した匿名加工情報」が、照合し得る状況で、元となった個人情報と別個の存在として観念しうることを示している。この状況が、「容易照合性はないが、照合性はある」状況でのみ発生し得るのか、「自ら作成した匿名加工情報」と、「元となった個人情報」との間では、容易照合性の問題は生じないとするのか、については、判然としない。識別行為禁止義務（法 36 条 5 項）によって容易照合性が失われるとの論法も採用されていないので、常に、「自ら作成した匿名加工情報」が、照合し得る状況で、元となった個人情報と別個の存在として観念しうる、との命題を真としているものでもないと思われる。

このように見ていくと、匿名加工情報における容易照合性、具体的には、匿名加工情報と、元となった個人情報の間の容易照合性の問題について、個人情報保護委員会は、述べていないのではなく、積極的に、見解を述べることを避けているのではないかとみられる。

そうすると、識別行為禁止義務（法 36 条 5 項）が存在していることと、対象となるデータが性質上突合できる状態にあることは分けて検討すべきである、とする筆者らの見解について、施行規則及び同ガイドラインを踏まえてもなお、これに直接的に応答する個人情報保護委員会見解は示されていないということが出来る。

4. その他の文献等における見解

この間の学説の展開はどうか。

4.1 高木浩光博士の見解

高木浩光博士は、『匿名加工情報は非個人情報である』とはどういう意味なのか」と問いを立て、「非個人情報でない限り匿名加工情報となりえない」（A 説）、「匿名加工情報に加工すれば非個人情報ということになる」（B 説）との区分を行う[5]。筆者らの見解が A 説に属するものと分類されている他、施行規則 19 条 3 号及び 5 号は、容易照合性を失わせる趣旨の規定であると整理する。5 号が、A 説の趣旨であるのであれば、元データとの関係性についてより明確な基準、例えば「元データとの 1 対 1 の対応関係を失わせる」といった基準を示すことも可能であった、とする。高木博士は、携帯電話番号が個人識別符号に含まれないにも拘らず、匿名加工情報に含まれるべきではない、との結論を求めるにあたり、1 対 1 対応関係の喪失、との基準は適切であることを論ずるが、他方で、携帯電話番号の削除については、復元性の解釈の中でこれを求める見解も存する[6]。いずれにせよ、令等パブコメ及び GL が明らかになる

前の論考であり、現在の展開が注視される。

4.2 宇賀克也教授の見解

他方、宇賀克也教授は、識別行為禁止義務（法 36 条 5 項）によって容易照合性は失われるとの立場（高木博士分類の B 説）を鮮明にしている[7]。いわく、「…単に社内規定で両者の照合を禁止する程度では、容易照合性を否定するには十分とは考えられない。作成の元データと容易に照合可能な状態にあれば、それは個人情報に該当し、また、当該個人情報は個人情報データベース等に含まれるので、個人データに該当することになり、個人情報取扱事業者は個人データに係る義務を迫ることになる」「…したがって、匿名加工情報が個人情報に該当しないといえるためには、匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者において、容易照合性が否定されることが必要になる。そこで、本法では、個人情報取扱事業者が、匿名加工情報を作成して自ら匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合することを禁止している。このように照合禁止義務が法的に課されているため、匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者において、当該匿名加工情報がモザイク・アプローチの下でも個人情報には該当しないことが法的に担保されることになる」とする。

4.3 小括

高木説と宇賀説は、それぞれ A 説及び B 説を鮮明に示しているが、筆者らの立場からは A 説を支持することとなる。筆者らの見解への応答が個人情報保護委員会見解に示されていないように、A 説及び B 説の対立についても、個人情報保護委員会見解は示していない。

5. おわりに

本稿では、これまで公表された下位法令等及びそれに関する意見募集結果を元に、個人情報における容易照合性及び匿名加工情報における容易照合性の扱われ方を執筆時点（平成 29 年 1 月現在）までの学説の展開とあわせて概括した。

筆者らが先行研究で実務上大きな疑義を示した経産省の旧ガイドライン Q14 に依拠したアクセス制御説の採用が GL 通則編パブコメにて明確に否定された点は評価したい。一方、照合禁止義務の法的担保をもって個人情報にあたらぬとする法的禁止説は、政府資料と理由付けに変化がみられるものの、宇賀教授の学説として引き継がれている。また、アクセス者の存否、社内規約の整備、情報システムの技術的な体制等の三点を総合的に判断して事業者の運用の実態にあわせたケース・バイ・ケースで決定するとしていた立案担当者説は、容易照合性の基準につき客観的な観

点から具体化を試みていた点で筆者らは一定の評価をしていたが、その後運用の観点からこれを掘り下げた形跡は見られなかった。

第3章で整理したとおり、容易照合性について個人情報保護委員会から直接的な見解は示されていない。施行規則19条各号における削除又は置き換えといった措置については、GL匿名加工情報編と同パブコメにより一定程度具体化され、事業者はこれらに従って匿名加工情報を作成することで要件を充足することできると、一応はいえよう。しかし、これらは各号の措置に応じた処理方法を各号ごとに個別に要求したものに過ぎず、容易照合性について一貫した見解に基づいて整理したものとするのは困難であるといえる。

平成29年5月30日の完全施行に向けて、事業者が匿名加工情報ビジネスを実現しようとした場合、令及び施行規則並びに委員会GL、そして本稿で示された各資料に基づいて加工方法を具体化し、実務を開始することになる。一方で、匿名加工情報と、元となった個人情報の間の容易照合性の理論的な問題は現時点でもなお明らかとされていない。大きな問題から目を逸らしながら、匿名加工情報ビジネスを進めるとするのは、事業者にとっては実にスッキリしない状態である。筆者らとしては、今後、匿名加工情報ビジネスの展開に伴って見えてくる実務上の課題と、容易照合性の関係について注視するとともに、引き続き理論的な側面からも本研究を継続していく所存である。

参考文献

- [1] 藤村明子, 間形文彦, 鈴木正朝:ビッグデータビジネスにおける個人情報の容易照合性についての考察, 情報ネットワークレビュー, Vol.13, No.2, pp.1-14(2014).
- [2] 藤村明子, 間形文彦, 亀石久美子, 板倉陽一郎:匿名加工情報及び個人情報における容易照合性概念の整合性に関する考察, 情報処理学会研究報告, Vol.2016-EIP-71, No.3, 2016年2月
- [3] 「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則(案)」に関する意見募集結果(概要)
- [4] 「個人方法の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編, 外国にある第三者への提供編, 第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編)(案)」に関する意見募集結果(概要)
- [5] 高木浩光:匿名加工情報の制度概要と匿名加工基準の規則案, ビジネス法務, Vol.16, No.11, pp.17-23(2016).
- [6] 日置巴美, 板倉陽一郎:平成27年改正個人情報保護法のしくみ, 商事法務(2015) pp.106-107.
- [7] 宇賀克也:個人情報保護法の逐条解説[第5版], 有斐閣(2016)pp.239-240.